



路 線 名	区 間
高速自動車国道 北陸自動車道	小矢部市内山地内 石川県境から 下新川郡朝日町境地内 新潟県境まで
高速自動車国道 東海北陸自動車道	南砺市成出地内 岐阜県境から 小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T まで
一般国道 8 号	下新川郡朝日町境地内 新潟県境から 下新川郡朝日町平柳地内 平柳交差点まで
一般国道 8 号	下新川郡朝日町南保字梅枝1498番 3 から 小矢部市安楽寺地内 石川県境まで
一般国道 8 号	小矢部市芹川地内 芹川東交差点から 高岡市福岡町木舟地内 福岡 I C まで
一般国道 8 号	下新川郡入善町上野1578番 1 上野交差点から 黒部市古御堂地内 古御堂 (東) 交差点まで
一般国道41号	富山市笹津字上平割 623番 1 先から 富山市高内地内 高内交差点まで
一般国道41号	富山市下大久保字八番割3194番 5 から 富山市金泉寺65番の 1 まで
一般国道156号	砺波市太郎丸地内 太郎丸交差点から 高岡市上四屋 663番の 1 まで
一般国道160号	氷見市稲積地内 稲積交差点から 氷見市大野新地内 幸町北交差点まで
一般国道160号	氷見市幸町地内 幸町交差点から 高岡市四屋855番 1 まで
一般国道359号	砺波市豊町地内 太郎丸交差点から 砺波市豊町地内 砺波 I C 前交差点まで
一般国道415号	富山市針原中町字馬放 917番 3 から 富山市水橋市田袋 117番 2 まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目56番先から 富山市千原崎地内 千原崎西交差点まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目 2 番 5 から 富山市千原崎一丁目 6 番 3 号先まで
一般国道415号	射水市作道字中不湖 798番 4 から 射水市堀岡古明神字浜田 120番先まで
一般国道415号	高岡市伏木国分一丁目 384番先から 高岡市吉久一丁目2920番26先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見 I C から 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで
一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T から 氷見市大野地内 氷見 I C まで

一般国道471号	小矢部市後谷地内 後谷交差点から 小矢部市安楽寺字別当島 691番1まで
一般国道472号	射水市作道 198番から 射水市青井谷地内 青井谷交差点まで
主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町一丁目15番から 富山市中川原字土場割 273番5まで
主要地方道 富山立山魚津線	中新川郡立山町辻地内 立山 I C 交差点から 中新川郡立山町辻地内 辻(南) 交差点まで
主要地方道 富山立山公園線	富山市天正寺地内 天正寺交差点から 中新川郡立山町二ツ塚地内 二ツ塚交差点まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市小泉87番先まで
主要地方道 新湊庄川線	高岡市中曾根505番1先から 高岡市中曾根1155番1先まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番1まで
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木矢田 293番6から 高岡市広小路 107番先まで
主要地方道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番先から 高岡市国吉1215番2先まで
主要地方道 富山港線	富山市北新町地内 北新町交差点から 富山市中島地内 中島 I C まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番6から 富山市千原崎一丁目2番5まで
主要地方道 富山港線	富山市西宮町地内 岩瀬西宮交差点から 富山市東岩瀬町31番先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市千原崎地内 千原崎交差点から 富山市岩瀬天神町62番先まで
主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神明 625番2先から 射水市黒河1986番先まで
主要地方道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2先から 高岡市東海老坂字大坪 490番3まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部 139番から 富山市野町字円角割27番8まで
主要地方道 小矢部福光線	小矢部市平桜地内 小矢部 I C から 小矢部市後谷地内 後谷交差点まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町7番2から 富山市野町字円角割24番9まで

主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(株)前から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 菟輪滑川インター 線	滑川市金屋 931番 1 から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番 3 まで
主要地方道 石垣魚津インター 線	魚津市大海寺野地内 魚津 I C 入口交差点から 魚津市本江地内 本江東交差点まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番 7 から 黒部市生地中区 246番 3 まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生地内 黒部 I C 交差点から 黒部市荻生地内 黒部 I C 口交差点まで
主要地方道 富山環状線	富山市荒川地内 荒川東部交差点から 富山市天正寺地内 天正寺交差点まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市能町 555番 182から 高岡市下伏間江 576番先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚 454番 2 先から 高岡市六家字苧田 933番 1 先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市長慶寺 446番 4 先から 高岡市米島字表向 445番 1 先まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 高岡氷見線	高岡市昭和町二丁目 258番10から 高岡市岩坪字東割 873番 2 まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割24番から 富山市双代町40番 3 まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割 178番 4 から 富山市下熊野字柳原割 292番 2 まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺 509番 2 から 富山市安養寺 438番 2 まで
主要地方道 富山外郭環状線	中新川郡立山町利田地内 利田曾我交差点から 中新川郡立山町利田 160番 1 まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番 3 から 魚津市住吉字前川原1074番 1 まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋 117番 2 から 富山市水橋鏡田1055番地先まで
一般県道 八幡田稻荷線	富山市東町一丁目 7 番 6 から 富山市海岸通字八幡田割 3 番80まで

一般県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田 120番先から 射水市片口65番まで
一般県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口 359番 1 先まで
一般県道 鹿西氷見線	氷見市稲積地内 氷見北 I C 交差点から 氷見市稲積地内 稲積交差点まで
一般県道 姫野能町線	高岡市石丸 487番 1 から 高岡市能町2841番まで
一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺 228番 2 から 富山市針原中町字馬放 917番 3 まで
一般県道 串田新黒河線	射水市橋下条15番 1 から 射水市黒河3355番まで
市道 住吉 4 号線	魚津市住吉字前川原1074から 魚津市住吉字中沼 249まで
市道 蝮川上野線	富山市蝮川 146- 1 番から 富山市上野字宮西割 846- 3 番地まで
市道 下熊野吉岡線	富山市下熊野字庄平割 204番 4 から 富山市吉岡 664番まで
市道 今泉安養寺線	富山市安養寺 465番地 2 から 富山市安養寺1788番地 7 まで
市道 綾田北代 3 号線	富山市窪本町字三番沼割 1 の 1 番地から 富山市窪本町まで
市道 綾田北代 2 号線	富山市窪本町から 富山市綾田町早稲田割62の17番地まで
市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の 8 番地まで
市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苺275番 1 地先から 富山市上富居字大百苺 229番16地先まで
町道 辻横水線	下新川郡朝日町山崎 159番の 2 から 下新川郡朝日町殿町 745番まで
町道 殿町細野線	下新川郡朝日町殿町 751番から 下新川郡朝日町山崎新37番まで
町道 曾我線	中新川郡立山町利田 160番 1 から 中新川郡立山町西芦原字西芦原前 1 番 1 まで
町道 曾我 1 号線	中新川郡立山町利田 183番 1 から 中新川郡立山町銚木 190番 1 まで
町道 曾我 2 号線	中新川郡立山町銚木 328番 1 から 中新川郡立山町利田 208番まで



て縦覧に供する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

表中「2.38」を「2.10」に改める。

(建築住宅課)

### 富山県告示第145号

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のように県道の路線を変更する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課において令和4年4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

整理番号	旧新別	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
52	旧	石垣魚津インター線	魚津市石垣		
			魚津市本町		
52	新	島尻魚津インター線	魚津市島尻		
			魚津市本町		

### 富山県告示第146号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 島尻魚津イン ター線	魚津市島尻 413番2 から 魚津市本町二丁目 115番1 地 先まで	最大 61.7 最小 5.7	6,733.6	新川土木 センター

## 富山県告示第147号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 宇奈月大沢野 線	魚津市袋 169番3 から 魚津市石垣村字柳坪1605 番6 まで	変更前	A	最大 61.7 最小 6.8	4,383.6	新川土木 センター
	魚津市袋 169番3 から 魚津市石垣村字柳坪1605 番7 まで			B		
	魚津市袋 169番3 から 魚津市石垣村字柳坪1605 番7 まで	変更後	B	最大 40.0 最小 11.9	1,703.2	
県道 三箇吉島線	魚津市島尻 413番2 から 魚津市島尻 415番2 まで	変更前		最大 17.8 最小 17.8	53.0	新川土木 センター

		変更後	最大 15.6 最小 15.6	53.0	
--	--	-----	--------------------	------	--

### 富山県告示第148号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 島尻魚津インター線	魚津市島尻 413番2から 魚津市本町二丁目 115番1地先まで	令和4年4月1日	新川土木センター

### 富山県告示第149号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消しについて

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定を次のとおり取り消したので、富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 取消年月日 令和4年1月20日
- 売りさばき人 杉林 政孝

## 3 売りさばき所 高岡市太田1223番地

**富山県告示第150号**

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定について

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定年月日 令和4年1月20日
- 2 売りさばき人 高岡市太田1223番地  
行政書士法人 杉林事務所
- 3 売りさばき所 高岡市太田1223番地

**富山県告示第151号**

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社エフレジ  
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
個人事業税、不動産取得税及び自動車税（種別割）（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

## 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

## 4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

**富山県告示第152号**

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社北陸カード

富山県富山市新富町1丁目2番1号 北陸銀行富山駅前ビル

## 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

病院使用料及び手数料

## 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和4年4月1日から

## 4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

**富山県公安委員会告示第27号**

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年4月1日

富山県公安委員会



特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和4年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達物品等の名称及び数量

富山県警察オンラインバックアップ機器 2式

### (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

令和5年2月24日

### (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を(2)に掲げる期限までに、4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求めら

れた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和4年5月13日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年4月1日から同年4月28日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和4年4月15日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 204会議室

(4) 入札書の提出期限

令和4年5月30日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和4年5月30日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、

開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する

る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Toyama Prefectural Police Online Backup Equipment, 2 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on May 30, 2022
- (3) Contact point for notification:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Toyama Prefectural Police Headquarters  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8570 Japan  
Phonenumber: 076-441-2211